

●香川県告示第192号

香川県証紙条例（昭和39年香川県条例第11号）第5条の香川県証紙の売りさばき人について次のとおり変更した。

平成19年4月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 所在地

高松市郷東町142番地1

2 名称

財団法人 香川県交通安全協会

3 売りさばき場所

変更前 高松市西内町2-30 高松北警察署内

高松市郷東町587-138 香川県警察運転免許センター内

高松市郷東町587-1 香川県自動車学校内

観音寺市昭和町2丁目1-55 観音寺警察署内

東かがわ市三本松1723-2 香川県警察本部運転免許課東讃センター内

三豊市高瀬町下勝間2516-4 高瀬警察署内

小豆郡土庄町湊崎甲2189-2 土庄交番内

変更後 高松市西内町2-30 高松北警察署内

高松市郷東町587-138 香川県警察本部運転免許センター内

高松市郷東町587-1 香川県自動車学校内

観音寺市昭和町2丁目1-55 観音寺警察署内

東かがわ市三本松1723-2 香川県警察本部運転免許東讃センター内

三豊市高瀬町下勝間2516-4 三豊警察署内

小豆郡土庄町湊崎甲2189-2 土庄交番内